三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町三越字菖蒲谷二五七四、二五七五の一、二五七五の二、二五七六、二五七七、二五七八の一から二五七八の四まで、二五七九の一、二五七九の二、二五八〇の一から二五八〇の三まで、二五八一から二五八四まで、二五八五の一、二五八五の二、二五八六の一、二五八七の一、二五八七の二、二五八八、二五八八の一、二五八九、二五八九の一、二五八九の二、二五九〇、二五九二から二五九九まで、二五九七の一（次の図に示す部分に限る。）、二五九七の三、二五九八の一、二五九八の二、二五九九、字クルミサコ二六一七の二、二六一七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菖蒲谷二五七四・二五七五の一・二五七五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五七六、二五七七（次の図に示す部分に限る。）、二五七八の一、二五七八の二（次の図に示す部分に限る。）、二五七八の三、二五七八の四・二五七九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五八〇の一から二五八〇の三まで、二五八一から二五八四まで・二五八五の一・二五八五の二・二五八六の一・二五八八・二五八八の一・二五八九・二五九八の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、字クルミサコ二六一七の二、二六一七の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町本宮字口赤井谷一四七三の一・一四八四の一・一四八四の三・一四八四の四・一四八五の一から一四八五の三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内字住木谷一四七六の一、一四七六の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松八五の二五（国有林）、八五の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省環境省告示第七号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

承認番号　14—46P—0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性ワタ（改変*vip3A*、*cry1Ac*、*cry2Ab2*、*cp4 epsps*、*Gossypium hirsutum* L.）（COT102×15985×MON88913、OECD UI: SYN-IR102-7×MON-15985-7×MON-88913-8）（COT102、15985及びMON88913それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該ワタから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　14—46P—0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号